

第10回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和元年9月26日(木)
午後3時00分より
場 所 教育長室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告及び行事予定

別 紙

3 報 告

- 浦河町教育委員会事務局職員の分限処分をなしたる報告の件
- 令和元年度浦河町地域の学校教育のあり方を考える会について
- 浦河町立学校における働き方改革アクション・プランについて
- 浦河町立の学校の部活動の在り方に関する方針について

教育行政報告

自：令和元年8月29日

浦河町教育委員会

至：令和元年9月26日

月	日	事項
8	24～9/15	新ひだか町博物館・浦河町馬事資料館移動展示「ウマ その進化と特徴」 148名来場（於：馬事資料館）
	29	1日防災学校（於：浦河小学校）
		第1回第7期浦河町生涯学習推進中期計画策定委員会（於：文化会館）
	31	スーパーライブ笑 in 浦河 600名来場（於：文化会館）
9	1～16	郷土博物館企画展「町内小学生夏休み作品展」417名来場（於：文化会館）
	2	第3回浦河町現職教員研修会「通常学級のユニバーサルデザイン」（於：基幹集落センター堺町会館）
	3	浦河町中学校英語暗唱大会（於：浦河第一中学校）
	4	第1回浦河町学校給食センター運営委員会（於：役場）
	4～5	堺町小学校修学旅行（於：札幌市）
	5～6	浦河小学校修学旅行（於：札幌市ほか）
	8	郷土博物館体験講座「鹿角工作」7名参加（於：文化会館）
	10～12	浦河町議会
	13	オール浦河産学校給食の日（於：全小中学校）
	14～15	自然体験事業「うらかわサマーキャンプ」42名参加（於：柏陽館）
		大学生交流事業「ウラガク Summer」7名参加（於：柏陽館ほか）
	15	読書推進事業「朗読の時間～大人のための朗読会～」7名参加（於：図書館）
	20～21	浦河第一中学校学校祭・荻伏中学校学校祭
	21	浦河第二中学校学校祭
	23	音楽座 Presents 秋の Jazz Night「大野えり～秋の北海道 2019～」コンサート 120名来場（於：文化会館）
	24	第3回日高管内教育委員会教育長会議
	26	町内校長会議（於：生涯学習センター）
第10回浦河町教育委員会議		

行事予定

令和元年		9月		
9月				
27	金	浦高生が考えたメニュー給食		全小中学校
		浦河文化協会表彰式及び浦河町民芸術祭前夜祭	18:30	文化会館
28	土	博物館まつり	10:00	博物館
29	日	秋季町民乗馬大会	9:00	乗馬公園
		岩見沢教育大学ミュージックキャラバン	10:00	文化会館
		うらかわ産業まつり（一中プラスバンド演奏）	10:00	役場前
30	月	町民交通安全の日 町内一斉街頭啓発	7:30	町内全域
		荻伏中学校教育委員訪問	10:00	荻伏中学校
令和元年		10月		
10月				
1	火	読書週間事業 夜間開館延長（～11/30）	10:00	図書館
2	水	読書週間事業 森雅之原画展「月の満ちかけをながめよう」（～10/30）	10:00	図書館
3	木			
4	金			
5	土	浦河町民芸術祭①（展示）（～6日）	10:00	文化会館
6	日	浦河町民芸術祭①（舞台）	12:30	文化会館
7	月			
8	火	教育委員浦河第二中学校訪問		浦河第二中学校
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日	浦河第一中学校吹奏楽部「第21回定期演奏会」	14:00	文化会館
14	月	第15回町民ウォーキング	9:00	浦河第一中学校
		第30回町民駅伝マラソン大会	10:00	浦河第一中学校
15	火			
16	水			
17	木	浦河町議会（臨時会）	9:00	役場
18	金			
19	土	浦河町民芸術祭②（展示）（～20日）	10:00	文化会館
20	日	第37回浦河ピスカリマラソン	10:20	アエル
		浦河町民芸術祭②（舞台）	12:30	文化会館
21	月			
22	火	図書館祝日開館（即位礼正殿の儀）	10:00	図書館
23	水			
24	木			
25	金			
26	土	読書週間事業「ブックリサイクル広場」	10:00	図書館
27	日	読書週間事業「ハロウィンおたのしみ会」	14:30	図書館
28	月			
29	火	教育委員堺町小学校訪問		堺町小学校
30	水	教育委員浦河小学校訪問		浦河小学校

報 告

浦河町教育委員会事務局職員の分限処分をなしたる報告の件

地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき、浦河町教育委員会事務局職員の分限処分（休職）をしたので報告するものとする。

令和元年9月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

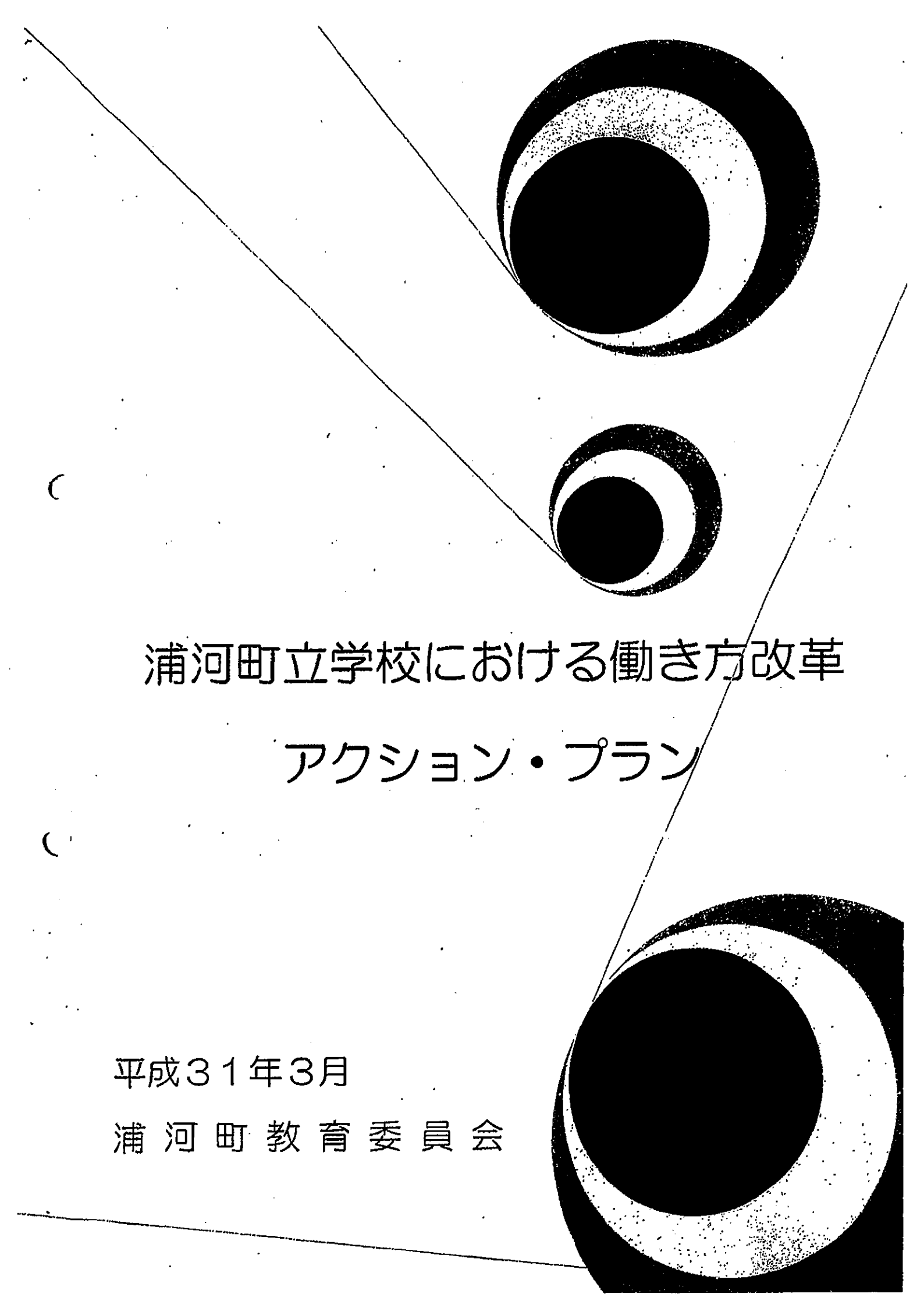
記

○別紙のとおり

地域の学校教育のあり方を考える会活動計画

浦河町教育委員会 (2019年9月26日開催) 資料

時 期	内 容
9月	<p>9月中旬に案内</p> <p>○考える会会長との打合せ 会長：二中校区 小林孝範氏、一中校区 小林一洋氏、荻中校区 岩間俊幸氏 今年度の活動内容、1回目の日程、岩間氏にはこれまでの経緯等も説明 地域向けCS学習会(二中)</p> <p>○各学校にメンバーの変更等の確認</p> <p>○開催案内の送付</p> <p>○二中校区：地域向けCS学習会準備、内容、講師、周知</p> <p>○地域学校協働活動の推進(社会教育委員会議部会との連動)</p> <p>○先進地視察準備(依頼：安平町等)</p> <p>○教育委員会会議報告</p>
10月	<p>●第1回会議</p> <p>CSの基本内容の復習</p> <p>浦河全体のCS、当該校区のCS、今後のスケジュール</p> <p>その他小中一貫教育等</p> <p>●先進地視察 安平町等</p> <p>●地域向けCS学習会の開催(二中) 他の校区はどうするか</p> <p>○地域学校協働活動の体制づくり(社会教育で対応)</p> <p>○教育委員会会議報告</p>
11月	<p>●第2回会議</p> <p>校区別詳細検討①</p> <p>その他</p> <p>○R2年度CS関係予算の資料作成(地域学校協働活動も含め)</p> <p>○学校への説明</p> <p>○学校管理規則等法令の準備</p> <p>○教育委員会会議報告</p>
12月	<p>○R2年度予算措置(地域学校協働活動を含め)</p> <p>○教育委員会会議報告</p>
1月	<p>●第3回会議</p> <p>校区別協議会の詳細検討②</p> <p>○厚生文教常任委員会へ</p> <p>○教育委員会会議状況報告</p>
2月	<p>●考える会の全体会 R2年度からのCS活動について</p> <p>○教育委員会会議状況報告及び学校管理規則等改正</p>
3月	<p>○教育委員会会議状況報告</p>



浦河町立学校における働き方改革
アクション・プラン

平成31年3月

浦河町教育委員会

はじめに

現在、学校には学習指導要領のねらいや社会からの要請により、児童生徒に対する指導の一層の充実が求められています。

そのためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することにより、学校教育の質を高めることのできる環境の構築が必要となります。

しかしながら、平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「働き方改革」が喫緊の課題となっています。

については、北海道教育委員会において策定された、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、『浦河町立学校における働き方改革アクション・プラン』を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1. アクションプランの性格

- ・町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組みを促すものです。
- ・本プランについては、今後の国の動向や、学校における取組状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取組の方向性

- ・これまでの働き方を見直し、教職員が業務の質を向上させるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといった、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実施します。
- ・「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が、それぞれの立場で学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会の役割

- ・教育委員会は、浦河町立学校における働き方改革を進めるため、地域や学校の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を進めるための支援を行います。
- ・教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、進行管理や指導助言を行います。

4. 学校の役割

- ・学校長は、学校の重点目標を明確化するとともに全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- ・「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人ひとりの「意識改革」に努めるとともに、時間外勤務の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努めるものとします。

5. アクション・プランの期間

- ・平成31年度から平成32年度までの2年間とします。

6. アクション・プランが目指す目標

- ・本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、早期実現を目指します。

- ①1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を、全学校でゼロにする。
- ②部活休養日（年間75日以上）を全ての部活動で設定する。
 - ・毎週1日以上は部活動休養日を実施すること。（年間52日以上）
 - ・月に1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に部活動休養日を実施すること。（年間12日以上）
 - ・学校閉庁日は部活動休養日とすること。
（夏季休業期間内3日、年末年始の休日8日）
- ③変形労働時間制を必要に応じ全学校で活用する。
- ④定時退勤日を全学校で月2回以上設定する。
- ⑤学校閉庁日を全学校で年11日以上設定する。

7. 取組みの検証

- 教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果のほか、取組みの進捗状況を的確に把握し、改善に努めます。

8. 具体的な取組み内容

- 教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

1. 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

- 各学校の課題に応じて児童生徒相談員、スクールソーシャルワーカー、共育相談「元気」元気プログラム指導員、特別支援教育支援員、事務作業軽減のための学校事務生や学校用務員、外国語指導助手、学校図書館アドバイザー等の派遣を行うとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を踏まえ、部活動指導員や外部講師の掘り起し、育成に努めます。
- 小学校における複式学級解消のための町単独の教員の配置し、授業改善に努めます。

■ ICTの活用や校務支援システムの利活用の促進

- 新学習指導要領の対応に向けた、教材等の情報の共有化や業務改善の効率化を目指します。
- 児童生徒用タブレットについては、操作や学習環境充実のための教職員向けの研修等を進めます。
- 事務負担軽減のための校務支援システム、デジタル教科書・教材、電子黒板等の授業改善や学校教育充実のためICT活用を支援していきます。

■ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

- 地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかなどのビジョンを明確にし、学校を中心に、家庭と地域とが一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向け、東部・荻伏・市街地の3地区において、平成32年度からコミュニティ・スクールを導入します。
- そのため、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるため「地域学校協働本部」を立ち上げ、地域学校協働活動により教職員の負担軽減に繋げていきます。

2 部活動に係る負担の軽減

■部活動休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止や心身のリフレッシュを図るため、部活動の休養日等を次のとおり実施します。

- ①休養日
- ・毎週1日以上は休養日を設定すること。(年間52日以上)
 - ・月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を設定すること。(年間12日以上)
 - ・学校閉庁日については、部活動についても休養日とすること。(年間11日以上：夏季休業期間内3日、年末年始の休日8日)
- ※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、別日に設定。
- ・4月1日から1学期の始業日までは休養日とすること。
- ②活動時間
- ・4月から9月までは18時00分まで、10月は17時30分まで、11月から3月までは17時00分までとする。
 - ・休業日(土曜日・日曜日・祝日を含む)は半日程度とする。
- ※大会等への出場や練習試合、中体連等が主催する大会の前日から起算しておおむね1ヶ月以内の期間の場合はこの限りではない。
- ③特定の教職員に負担が偏らないよう、原則として複数顧問の配置とする。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■ワークライフバランスを意識した働き方の推進

・学校長は、教職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」や、時間外勤務縮減週間や月間を設け、教職員の意識啓発の徹底に努めます。

■人事評価制度等を活用した意識改革の推進

①校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定します。

②人事評価の面談において、管理職員が教職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、自ら考え、主体的に働き方改革を進めるよう促します。

■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり設定します。
 - ①夏季休業期間 8月15日前後の、週休日及び祝日以外の3日間
 - ②冬季休業期間 12月29日から1月5日までの8日間
- ・サービス上の取扱い等については次のとおりとします。
 - ア、年末年始の休暇を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
 - イ、ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない教職員に取得を強制することがないよう留意すること。
 - ウ、年次有給休暇等の希望をしない教職員が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、管理職員の負担軽減に努めること。
 - エ、学校閉庁日は、部活動休業日とすること。

■勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

- ・勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が示されていることから、服務監督権者である教育委員会は、具体的な方法（表計算ソフトによる勤務時間・出勤記録簿、タイムカード等）を検討し、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの早期構築に努めます。

■保護者や地域住民への理解促進

- ・各学校においては、学校教育の質の向上のためのアクションプランについて、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、教育委員会・PTAとの連携を図りながら保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

4. 教育委員会による学校サポート体制の充実

■調査業務等の見直し

- ・教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえ、精査・見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう引き続き取り組みます。

■年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

- ・スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により作成が求められる休業日・学校閉庁日等を盛り込んだ年度及び月間計画が、各学校において効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成や、表計算ソフト等の活用により、休業日や学校閉庁日、長期休業期間への反映が自動的

に行われるファイルを作成し、学校へ配付するなどの支援を行います。

■勤務時間に関する制度の有効活用

- ・4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更等、教職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

■メンタルヘルス対策の推進

- ・学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や健康相談体制の早期確立に努めます。

■学校行事の精選・見直し

- ・各学校に対し、文部科学省が提示する取組事例等を参考に、学校行事の精選や見直しの推進を図ります。

終わりに

教職員の長時間勤務の実態は、看過できない状況であり、教育の質の確保や教職員数の確保のためにも保護者や地域を含め、教育に携わる全ての関係者が現状を共有し、改革に向けて取り組みことが求められています。

浦河町教育委員会としては、本プランで整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係機関と協議連携しながら具体化していきます。

また、今後必要に応じて学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。

浦河町立の学校の部活動の 在り方に関する方針

令和元年8月
浦河町・浦河町教育委員会

方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- こうした中、平成30年3月、スポーツ庁では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、また、同年12月、文化庁では、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を「国のガイドライン」という。）を策定し、都道府県においては、国のガイドラインに則った方針を策定することが求められている。なお、北海道及び北海道教育委員会（以下「道」という。）は、平成31年1月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「道の方針」という。）を策定している。
- 浦河町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）及び学校は、国のガイドライン及び道の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要がある。
- 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、部活動が、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- なお、学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それ

らの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。

- また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する。
- 小学校段階においても、中学校の部活動と同じようにスポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行っている場合については、学校において、児童の発達段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に十分を考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。

イ 校長は、上記アの「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 校長は、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）に対し、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）の作成・提出を求める。

また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。

エ 校長は、上記ウの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

カ 教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

エ 教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、関係団体の協力を得ながら研修を行う。

オ 教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行うとともに部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。

カ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができ

るよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。道及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とす

る。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民 家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。

休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合、下記イの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減に十分留意する。

なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

- イ 上記アに掲げる原則(休養日～週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)、活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度)の特例(大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)における弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

(ア) 休養日の下限

a 学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

b 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(イ) 活動時間の上限

a 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

- ウ 本道の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬

季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記アの基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。

- 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。
また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること
- 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施すること。
ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記アの基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

エ 教育委員会は、下記オに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

オ 校長は、1（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドライン及び道の方針の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

カ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。

- 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けること。
- 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

イ 浦河町は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことが

できない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒が拠点校の活動に参加する合同部活動の取組を検討することとし、教育委員会及び校長は、例えば、平日は自校での練習を中心としながら、週末や大会等の直前のみ合同練習を行うなど、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 浦河町は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。以下同じ。）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

イ 校長は、本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足（注）、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

（注）「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
- 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。また、上記5のアの要請及びイの精査に当たっては、部

活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

学校の設置者は、障がいのある生徒が大会等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

- 本方針は、学校の取組状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会の動向等も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行う。

「浦河町立学校における働き方改革アクション・プラン」

【概要版】

<方針策定までの過程とその趣旨>

- 平成30年3月、北海道教育委員会で「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を策定
- これを受け、道内全ての学校が働き方改革を進めるため、各市町村教育委員会が本プランを策定することとなった。
- 本プランでは、道教委が作成する新しい教育計画において、教員の時間外勤務時間等の縮減や外部人材の活用に向けた取組を喫緊に対応すべき重点課題としているところである。
- また、これまでの働き方の見直しにより、教員が業務の質を高めることで、日々の生活や教職人生を豊かにすることによって、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといった趣旨がある。

<計画期間>

- 平成31年度（令和元年度）～平成32年度（令和2年度）

<主な目標>

- ①1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする。
- ②部活休養日を全部活で年間75日以上とする。
- ③変形労働時間制を必要に応じ活用する。
- ④定時退勤日を月2回以上設定する。
- ⑤学校閉庁日を年11日以上設定する。

<主な具体的な取り組み>

- 1.教職員が業務に専念できる環境整備

(1) 外部人材等の活用によるスタッフの充実…特別支援教育支援員・外国語指導助手・

学校図書館アドバイザー、学校事務性、児童生徒相談員、スクールソーシャルワーカー等の配置

(2) ICTの活用等…電子黒板の導入、タブレットの活用

(3) コミュニティ・スクールによる学校の支援体制の構築

2.部活動の負担軽減

(1) 休養日の設定や活動時間の縮減

(2) 複数顧問の導入

3.働き方改革の推進と学校運営体制の充実

(1) 月2回以上の定時退勤日の設定

(2) 学校閉庁日の設定…夏・冬休み期間中での完全閉庁（3日・8日 計11日）

(3) 勤務時間の管理…タイムカード等の導入による教員の勤務時間の把握

4.教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し…提出期間の確保や必要性の有無の精査等

(2) 変形労働時間等の制度を活用することにより、勤務時間を弾力的に運用

(3) メンタルヘルスによるストレスチェックの実施

(4) 学校行事の見直し

浦河町立の学校の部活動の在り方に関する方針（概要版）

方針策定の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られることが肝要である。そのため、学校生活等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させ、バランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。このために浦河町及び浦河町教育委員会は、国や北海道が策定したガイドライン等に則り、本方針を策定するものである。

1.適切な運営のための体制整備

○部活動の方針の策定等

学校は、本方針に則り、毎年度、当該活動方針を策定し、教育委員会はそれを支援する。

○指導・運営に係る体制の構築

学校は、生徒や教員数等の配置数を勘案し、適正数の部を設置するなど考慮する。また、教育委員会は部活動指導員の配置の支援や必要な研修を行う。

2.合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

○運動部や文化部活動における適切な指導の実施

学校は、国のガイドライン等を活用し、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、教育委員会は、当該事項のための支援、指導・是正を行う。

○部活動用指導書手引きの普及・活用

3.適切な休養日等の設定

○休養日…原則、週当たり2日以上（平日、土日各1日以上）

○1日の活動時間…原則、平日は2時間程度、それ以外の日は3時間程度

○特例…中体連等大会1ヶ月前に係る休養日の下限及び活動時間の上限

(1) 休養日の下限

平日は1日（年間52日）以上、それ以外は月1日（年間12日）以上
年間73日以上

(2) 1日の活動時間の上限

平日で3時間程度、それ以外の日で4時間程度、1週間で16時間程度

○その他…定期試験前後の休養日の設定等

4.生徒のニーズを踏まえた環境の整備

○部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

学校は、生徒の多様なニーズに応じた部活動の設置を検討する。また、少子化により、単一の学校での部活動が行えない場合、教育課程も勘案し、複数校との合同部活動の取組を検討する。

○地域との連携等

保護者や地域との協働によるスポーツ・芸術文化等の環境整備や学校施設開放事業の推進

5.学校単位で参加する大会等の見直し

○生徒や部活動顧問が過度の負担とならないような大会等の在り方を主催者等に要請

○参加する大会等の回数の上限の設定及び参加する大会の精査

6.部活動の充実に向けて

○部活動指導の充実を図る取組

○女子の指導に当たって留意する点

○部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

○部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

○家庭や地域との連携を図る取組

○障がいのある生徒の部活動の充実